

## 旅館・ホテル営業の施設基準

区分	<p>旅館・ホテル営業の施設と住居その他旅館・ホテル営業以外の施設が明確に区分されていること。</p>
構造設備	<p><b>1. 外壁、外観、広告物</b>                  施設の外壁、屋根等の外観及び施設の外部に掲示される広告物は、善良の風俗を害することがないもので、かつ、周囲の環境に調和するものであること。</p> <p><b>2. 換気、採光、照明、防湿及び排水設備</b>                  (1) 換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じること。                  (2) 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。</p> <p><b>3. 給水設備</b>                  宿泊者の需要を満たす給水能力を有し、施設の外部から汚染されない構造であること。</p> <p><b>4. 排水設備</b>                  機械排水設備を有する場合を除き、適当な勾配を設けるとともに、臭気の侵入を防止することができる排水トラップ、通気管等を設けること。</p> <p><b>5. 防除設備</b>                  ねずみ、衛生害虫等の侵入を防止するため、必要に応じて設けること。</p> <p><b>6. 客室（睡眠、休憩等宿泊者が利用し得る場所。客室に付属する浴室、便所、洗面所、板間、踏込み等）</b>  <b>※床の間、押入れ、共通の廊下及びこれに類する場所を除く</b>                  (1) 宿泊者等に見えやすい場所に、客室の名称の表示がなされていること。                  (2) 出入口は、宿泊者が自由に開閉できる構造であること。                  (3) 客室の外部から客室内を見通すことができる設備が設けられていないこと。                  (4) 客室と他の客室、廊下等は、床から天井まで達する壁、板、障子、ふすま等で区分されていること。                  (5) 客室の床面積は、寝台を置く場合は9㎡（寝台を置かない場合は7㎡）以上であること。                  (6) 寝室には、採光上有効な窓が設けられていること。                  (7) 寝室には、適切な照度を有する照明設備が設けられていること。                  (8) 寝室は、1人用の寝具（幅員が1.4m以下のもの）を置く場合にあつては、1個あたり3㎡以上、2人用の寝具（幅員が1.4mを超えるもの）を置く場合にあつては、1個あたり6㎡以上の床面積を有すること。</p> <p><b>7. ロビー（玄関帳場に付属する場所で、待合わせ又は談話ができる室又は場所）</b>                  (1) 宿泊者等が自由に出入りできる構造であること。                  (2) 適切な照度を有する照明設備が設けられていること。</p>



## 8. 玄関帳場（旅館又はホテルの玄関に付設された会計帳簿等を記載する等のための設備）

- (1) 宿泊しようとする者との面接に適すること。
- (2) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
- (3) 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。
- (4) 玄関から容易に見え、宿泊者等が必ず通過する場所に設けられていること。
- (5) 玄関帳場及びその周囲に、宿泊者等の往来を容易に見通すことができなくなるようなカーテン、囲いその他の設備が設けられていないこと。
- (6) 宿泊者等との面接その他受付事務のために十分な構造を有する受付台が設置されていること。
- (7) 適切な照度を有する照明設備が設けられていること。

## 9. 入浴設備

- (1) 近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。
- (2) 床面は、耐水材料で造り、勾配を設け、汚水が停滞せず、完全に排水できるようにすること。
- (3) 天井に適当な勾配を設ける等、天井から水滴が落下しないようにすること。
- (4) 換気上有効な機械換気設備又は窓が設けられていること。
- (5) 適切な照度を有する照明設備が設けられていること。
- (6) 便所又は洗面設備と同じ室内に設ける場合にあつては、シャワー水等の飛散を防止することができるカーテン等が設けられていること。
- (7) 入浴設備が設けられていない客室がある場合にあつては、(2) から (5) までに定めるもののほか、次に掲げる基準を満たす共同用の入浴設備が設けられていること。
  - ① 浴槽は、汚水が流入しない構造であること。
  - ② 脱衣室には、衣類その他携帯品を入浴者ごとに区分して保管することができる設備が設けられていること。
  - ③ 脱衣室には、洗面設備が設けられていること。
- (8) 循環ろ過装置を設ける場合は、次に掲げる基準に適合すること。
  - ① 浴槽水がろ過器内に入る前の位置に、集毛器及び塩素系薬剤の注入口又は投入口（塩素系薬剤を使用して浴槽水の消毒を行う場合に限る。）が設けられていること。
  - ② 浴槽水を循環させるための配管は、打たせ湯及びシャワーの配管と接続していないこと。
- (9) 貯湯槽を設ける場合は、加温装置を設け、かつ、貯湯槽内の湯の温度を通常の使用状態において摂氏60度以上にすること。ただし、これにより難しい場合にあつては、消毒設備を設け、かつ、貯湯槽内の湯の消毒を行うこと。

## 10. 洗面設備

- (1) 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- (2) 洗面器は不浸透性材料で造られており、かつ、流水受槽式であること。
- (3) 洗面設備が設けられていない客室がある場合にあつては、宿泊者の利用しやすい場所に適当な数の給水栓を有する共同用の洗面設備が設けられていること。

**11. 便所**

- (1) 適当な数の便所を有すること。
- (2) 流水式手洗設備が設けられていること。
- (3) 換気上有効な機械換気設備又は有効な窓が設けられていること。
- (4) 適切な照度を有する照明設備が設けられていること。
- (5) ロビー及び食堂の利用者のための共同用の便所が、適当な場所に設けられていること。
- (6) 便所が設けられていない客室がある場合にあっては、宿泊者の利用しやすい場所に適当な数の便器を有する共同用の便所が設けられていること。

**12. 調理室及び食堂**

調理室及び食堂を設ける場合は、次に掲げる基準を満たすこと。

- (1) 宿泊者の定員に応じた広さを有すること。
- (2) 調理室には、換気上有効な機械換気設備が設けられていること。

**13. 内部を見通すことを遮ることができる設備**

旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の周囲おおむね100m以内の区域にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部と見通すことを遮ることができる設備を有すること。